

意見書

- ①渡邊副委員長 1
- ②津島氏（木刈在住）3通 4
- ③匿名者（小倉台在住） 10
- ④亀倉委員 11
- ⑤匿名者（木刈在住） 13
- ⑥黒須委員 2通 14

二次審査「地域景観への影響」についての参考意見

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会各位

白井市 渡辺忠明

1. 意見書提出の理由

景観や芸術作品の美的判断を美的見地から大胆に簡潔に纏めると次のように言えるかと思えます。

「美的判断は、主観的である。しかし、各々の主観的判断相互には、共通する面があり、それらを統合ないしは総合することにより、客観性、普遍性を帯びる側面も有する。従って、芸術作品や自然景観の評価は、主観に基づきながら、普遍性を確たるものとしているのである。」

以上を踏まえ、「地域景観への影響」の採点は、理性ある社会人に学識経験者を交えた当委員会では、現場調査後、各委員の評価点を平均し、議論することとされたかと思えます。

誤解を恐れず申し上げますと、5/25の委員会の当該議論は、バックヤードシンδροームによるバイアスの掛かっていると懸念される意見に圧倒され、合理的な判断がなされないまま、再度、各委員の採点を求めることとされました。

お一方は、早口で殆ど聞き取れませんでした。国道464号の利用頻度からの評価のみで、多面的に見なければいけない景観の側面を捉え切れてないと感じました。

もうお一方は、中間処理施設の煙突は、景観学的には、ランドマークとプラスの評価が通常にも関わらず、それを問題視して居られました。

委員会で顔を見ながら、申し上げるのと異なり、文章にするときつくなるのは、お許し下さい。

従いまして、景観に関する採点が、客観性を保つよう、既に定着している環境影響評価法等に基づく、手法、つまりは、調査、予測、評価、対策（回避、低減、代償等）の内、予測・評価を簡便化した手法で、二次審査「地域景観への影響」を採点してみます。

皆様のご参考になればと存じます。

2. 環境影響評価法等に基づく景観に係る手法の概要

まず、景観を囲繞景観と眺望景観に分けます。

囲繞景観とは、一定の範囲を有する空間領域中での視覚的な環境状況を意味し、具体的には、山々に囲まれた盆地状の景観、歴史的な施設に囲まれた景観等ですから、今回は、視野に入れなくて差し支えない要素です。

眺望景観とは、視点場（展望台や道路等で、レクリエーション的に使われるものが重要となり、今回は、滝地区の亀成川沿いの散歩道が該当します。）から視対象（眺望される対

象で、今回は、候補地が該当します。)を見る、つまり、視覚を通じて認知される景観像として捉えるものです。この際、視点場の利用状況、視点場と視対象の位置関係、視対象の景観としての価値に着目して、予測、評価を致します。

このような手法を、極、簡便な手法として応用し、候補地の採点を試みてみます。

なお、通常は、加えて、代替案も含め、できあがるであろう施設等を評価対象の景観に埋め込むモンタージュ写真、コンピュータグラフィックを作製し、比較検討し、合わせ、予測、評価しますが、今回は、候補地の比較であり、しかもできる施設は、中間処理施設を納めた建家と煙突で、自ずとイメージできるものですから、割愛します。

3. 候補地の「地域景観への影響」の採点の試案

岩戸地区：主要道路や住宅地等、視点場がない。

視対象の景観も周囲は落葉広葉樹で四季の変化に富み、それなりの価値は見いだせるものの全体的には、杉の人工林が卓越し、単調な景観で、評価は低い。

よって、0。

滝地区：視点場としては、日常生活に使用される道路、住居などがあるが、重要なのは、散策というリクリエーション利用のある亀成川にも隣接し、一体的な景観であるので、亀成川の視点場としての価値は優れたものとしての考慮が必要。

視対象は、隣接する学習林とともに、落葉広葉樹が卓越し、四季の変化に伴う美しさがあり、候補地の中では、最も優れた景観を呈する。

よって、-5。

武西地区①：視点場は、神崎川に限られ、周囲から、余り眺望されることはない。

視対象は、緑豊かな台地の一部ではあるが、杉が卓越し、四季の変化が少なく、景観的には、評価すべき点は少ない。

よって、-2。

武西地区②：視点場としては、候補地脇を通る県道は、かなりの交通量で、特別養護老人ホームから直接眺望されるので、それらを考慮する必要がある。

視対象は、杉と落葉広葉樹が半々で、それなりに四季の変化に伴う美しさはある。特に、候補地には含まれないものの、隣接する谷津と相俟って、やや優れた景観を呈する。

よって、-3。

吉田地区：視点場としての道路、住宅はないと言って良い。

視対象も、畑と斜面林で、景観的に評価する要素はない。

よって、0。

現在地：視点場として、脇を通る国道464号は、かなりの交通量ではあるが、視対象を眺望する区間は、限定的で、眺望する際は、修景植栽が、視覚的印象を和らげる効果がある。なお、国道464号に隣接する区間は、修景植栽が施されていないが、車からは脇見運転となり、眺望の対象とはならない。視点場として、高層マンション、高層ビルの存在は無視できないが、視対象周辺が、これら高層建築が立ち並ぶ市街化された場所であるので、評価には値しない。

視対象は、高い煙突と中間処理施設であるが、周囲には修景植栽が施され、視覚的印象は和らげられている。高い煙突は景観学的には、ランドマークとして評価されうるもので、これをもつてのマイナス評価は考慮の必要はない。パリのエッフェル塔（建設当初は賛否両論はあったとのこと。）、東京タワー等はランドマークとしての評価は定着している。

高いタワーとしては、本州連絡橋の長大橋のタワーがあるが、瀬戸内海の自然景観と調和しているとの評価が定着している。これらから、「高い」と言うことで景観的にマイナス評価とならない場合が多い。また、周囲は、高層建築が多く、市街化された一角であるので、視対象の景観評価を減ずる要素は少ない。

なお、環境アセスメントにおける景観評価は、客観的になされるべきものではあるが、心理的に当該施設に嫌悪感を有する住民の肌身感覚は無視できない。

よって、-1。

(以上)

非常に短い時間の調査で、やや荒っぽい面はあるかとは思いますが、精一杯、客観性を保つ努力をし、採点を試みました。

ご参考にしていただければ幸いです。

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成26年6月6日提出

現在地に関する比較評価項目・基準・配点についての意見

現在地及び5候補地の比較評価が現在進められておりますが、とくに現在地の評価について大きな疑問を感じます。

例えば、評価項目の一つに掲げられている地域住民の日常生活への影響について、2次審査では300m や 100m 以内に住宅・学校・病院が在るか否かだけの評価です。3次審査では全く取り上げられていません。はたしてこれで良いのでしょうか。私は大きな疑問を感じます。

現在地は他の5地区と異なり住宅密集地に近く多くの高層マンションや高層ビルに囲まれているために、煙突の高さは先の9住区計画案では130m、またH14年7月に策定された現在地の更新計画案でも130mとなっています。

煙のダウンドラフトと呼ばれる現象を防ぐ煙突の高さは周辺建物高さの2.5倍(タクマ環境技術研究会編ごみ焼却技術)を必要とすると、現在地では150m以上必要となりそうです。以上のことから現在地の煙突高さを少なくとも130m以上と想定した時にでる諸問題点を以下に記しますので、これらの事項も考慮の上将来に禍根を残すことのない比較評価をしていただくよう要望します。

記

1、現在地の煙突に高光度航空障害灯を設置する場合の問題点

高さが60m以上の煙突では特例措置を除き航空障害灯を設置するか又は赤白のダンダラ模様塗装するかどちらかの処置が必要です。航空障害灯設置の場合、設置位置は昼間の白色灯では2分割、夜間の赤色灯では3分割の位置のため(例 松戸和名ヶ谷清掃工場 高さ125m)、現在地に近い高層マンションに住む住民にとって最も視角に入り易い位置となります。

昼間の白色灯のフラッシュは子供の健康や精神への影響を与える懸念から和名ヶ谷では、5km圏内の住民と承諾書を締結しています。 テレビ画面で白色フラッシュの点滅を禁じているのもこれと同じ理由のようです。現在地は和名ヶ谷以上にこの影響を受けやすい状況下ですので、この

ことを考慮した比較評価を是非行っていただきたい。

2. 航空標識灯を設置しない場合について

このケースの場合、煙突高さとし最小辺(又は直径)比を10対1以上にすることが必要で、見学したふじみ衛生組合ではこの方式を採用しています。

高さが130mとすると、最小辺(又は直径)は13m以上となります。

これを処理能力 300T/日の和名ヶ谷煙突(四角形で Top の最小辺 6.4m、底辺 9.7m、H125m)と比較すると最小辺が 2 倍以上の太い煙突となります。処理能力約 1/2(156T/日)規模の次期施設計画で、このような巨大煙突を、当市の表玄関ともいえる中央駅傍に建設することが景観上や経済性面から見て本当に問題ないのか良く考慮の上評価をしていただきたい。町の中心地区の駅傍にこの様な巨大煙突建設の事例があれば教えていただきたい。

3. 煙突高さについて

煙のダウンドラフトを避けるための煙突高さは周辺建物の約 2.5 倍と云われている。(出典 前記) 豊島清掃工場(池袋)の煙突高さはサンシャインビルを考慮して 210m。都内で最も高い煙突ですが、近くに 1/2.5 以上の高さのビルが建ったことから、排煙による熱風の影響問題が生じているとも聞きました。平成 12 年度に当組合が行った 130m の煙突での「大気の汚染に係る環境基準値」の予測結果が国の目標値を達成していないことや周辺建物高さの比が1/2.5以上あることを考えると、煙突高さのさらなる上積みが必要となる恐れもあり、これらの懸念も良く考慮していただきたい。

4. 現在地以外の他の5候補地について

他の5候補地では、近隣に高層建物がないために航空障害灯が不要な 60m以下で対応可能なことから上記1~3の問題が生じる恐れはなく、長所として評価していただきたい。

以上

印西市木刈在住 津島 孝彦

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成 26 年 6 月 9 日

—候補地としての現在地の問題点—

前 9 住区計画では、施設整備検討委員会で一問題になるような施設はつくらないということだから、“影響がないことが前提”との意見がでて、排煙の影響を評価項目から外して計画を進めようとしたが、その理由の説明がなく住民から大きな反発を招きました。

当検討委員会でも排煙の影響を「生活環境の保全項目」の中で取り上げられておりませんがその根拠を科学的によく説明することが重要と考えます。さもなければ現在地周辺住民から大きな反発がおきることは必至でしょう。

重要なことは、排煙の影響について問題になるような施設をつくらないとの前提に立った上で、その施設をつくる最適な場所がどこかを住民が納得するよう、いかに合理的に説明ができるかです。

例えば、住宅街の中と野原に施設をつくることを生活環境への影響から比較すると、常識的に大方の人は野原を選ぶでしょう。他の多くの自治体でも野原のあるところはそうしています。周囲が 100m の超高層ビルや超高層マンションに囲まれ約 34,000 人が暮らす現在地と、山野で低層住宅が散在するだけの他の 5 候補地は丁度これと同じ関係と云えるのではないのでしょうか。私は以下に述べる 2 つの理由から現在地を候補地とする事に反対です。もし候補地とするのであればこれらの問題点について納得できる説明を求めます。

記

1. 現在地周辺の大気質汚染について

現在地は、H 1 2 年度に当組合が行った 3 地点調査（最大着地濃度地点、三井住友海上火災、竹中工務店）では、4 汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、煤塵、塩化水素）のバツ

クランド予測値(予測前の数値)が既に国の環境保全目標値を超過しています。(H12年度印西地区ごみ処理基本計画P80～81参照)

この様にバックグラウンド値で環境目標値を超えている現在地で、いくら問題になるような施設はつukらないといっても、これで生活環境の保全の問題がなくなったとは云えません。ましてや、現在地はH12年以降、国道464号線で激増する車両の排気ガス(日中12時間交通量 25,000 台)、人口増による家庭排出ガスなどで汚染が進み、バックグラウンド値はさらに悪化していると思われます。現在地を候補地とすることは大気汚染の一極集中をさらに加速させるもので、地元住民として受け入れがたく、候補地から現在地を除外すべきです。印西市以外の他市町から選出された委員諸氏には自地区のこととしてこの問題と向き合ってお考えいただくよう要望します。

2、現在地での施設更新の問題点。

当組合はH14年7月に千葉県宛に、現在地で設備能力 300T/日、煙突高さ 130m の更新を計画し、「印西グリーンセンター更新施設整備事業に係る環境影響評価方法書」を提出しました。(その後事業廃止)。それに対し同年 11 月 1 日に出された知事意見を記すと

「この事業は現在稼働している一般廃棄物の焼却施設を更新しようとするものであることから、現況の環境を保全することはもちろん、さらに環境への影響の低減に配慮した施設計画とするとともに、計画値が市街地であることも踏まえ調査・予測・及び評価を行うようにしてください」と指摘した上で次の 2 点

1) 大気質にかかわる事項

- (1) 施設稼働時のばい煙について、煙突の形状や周辺の高層建築物によってはダウンウォッシュを生じる可能性があるため、これらを考慮した予測評価を行うこと
- (2) 施設稼働時のばい煙の拡散予測に当たっては、周辺に高層住宅等があることから、これらへの影響を考慮すること。

2) 悪臭にかかわる事項

施設稼働時の悪臭(排ガス)の拡散予測に当たっては、周辺に高層住宅等があることから、これらへの影響を考慮すること。

を指摘しています。

煙突高さを 130m としたこの計画案でさえ、以上のような厳しい、指摘を受けていることを重く受け止めて、現在地を評価すべきと考えます。

現在地は北側の業務地区の超高層ビルの他に 300m 圏内に住友アビック21、サンクタス千葉ニュータウン、南側にはローレルスクエアの高層マンションなどがあります。

現時点では、これら建物へのガス拡散予測は未調査のために、どのような施設にすれば「問題になるような施設はつukらない」に該当するのにかえ不明確な状態です。従って予測調査が行われた場合、周辺建物への影響回避のために多額の施設費の上乗せが必要となるリスクが多分にあります。この点も現在地の評価として考えるべきです。さもないと費用の住民負担を増やすし税金の無駄使いになる恐れがあるからです。

3. 他の 5 候補地の選択について

5 候補地については上記1～2のような特殊事情はなく、施設整備計画を実施しやすい候補地と考えます。このことも評価すべきです。

以上
印西市木刈在住 津島孝彦

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成26年6月16日提出

2 次審査の問題点(生活環境の保全)に関する意見書

当委員会では、先月2次審査の結果を公表しましたが、とくに N05・6「生活環境の保全」の項目について、現在地を評価するにあたり最重要視すべき視点が、作為的とさえ思えるくらいに見事に欠落していることから、私は6月9日の意見書で候補地としての現在地の問題点を①現在地周辺の大気質、②施設更新上の問題点として意見提出しましたが、今回の意見書はこれらの問題点を、具体的評価項目として取り上げて評価するよう求めるものです。

「生活環境の保全」について評価を行うには、まず排煙の影響を正しい視点で捉えることが最も重要ですが、当組合は、本年6月1日付け広報「いんざい」に掲載した次期中間処理施設の意見交換会の開催案内の排ガス処理の項目で「…煙の中のほこりやごみを取り除き水蒸気の状態で排出します」と説明しています。これは正しい捉え方でしょうか？

排煙中には、除去できなかった煤塵やSOx,NOx,塩化水素,ダイオキシンなどの汚染・有害物質が残存し、国が人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持することが望ましいと決めた「大気汚染に係る環境基準値」を上回っていることから、**排煙は人の健康や生活環境に影響を及ぼすとの視点に立つことが重要で**、排煙が人の健康や生活環境に影響を及ぼさないとは云い切れないのです。(このことに異論のある方は両者の数値を比較ください)

こうしたことから、焼却施設では最新技術を用いて汚染・有害物質を、大気汚染防止法の排煙基準値を大きく下回るまで取り除いた後、さらに立地条件に合わせて煙突を高くすることによって汚染・有害物質の最大着地濃度を国の環境基準値以下になるよう煙を拡散させ、人や生活環境に影響を及ぼすことのない無害な施設としているのです。住民にはこのことを正しく説明しよく理解して貰うことが重要と考えます。そこで、排煙を以上の視点で捉えた上で、汚染・有害物質濃度を環境基準値以下に拡散させるために必要な煙突の高さの影響などを具体的評価項目として、下記のように追加することを提案致します。

記

生活環境の保全小項目に追加を提案する事項。

追加項目	追 加 理 由	評価の基準
1、煙突高さの影響	現在地と他の候補地とでは煙突高さを変える必要がある。高さが違うと景観や事業費に大きく影響。2次審査ではこの点を全く検討していない。	現在地は 130m 以上、他の候補地は 60m以下。評価の基準を 60m として評価する。低い方が望ましい。
2、候補地の大気汚染状況	人の健康の保護や生活環境の保全のために国の大気汚染に係る環境基準値を超える地区は避けた方が良い。(現在の汚染状況で把握)	評価地のバックグラウンド予測値が国の環境基準を下回っているか否かで判断。下回っている方が望ましい。
3. 住宅の密集度	ふじみ衛生組合では施設の事故が絶対にはないとは言えないとして 500m 圏内の住宅戸数を評価項目に加えている。見学した日、水銀が協定値を超えたトラブルで操業ストップの事例があった。	圏内の住宅戸数で評価する。少ない方が望ましい (最大戸数－最小戸数) ÷ 3+最小戸数以下は最良 (最大戸数－最小戸数) ÷ 3×2+最小戸数以上は最悪として評価
4、景観	景観への最も大きな影響因子は煙突で高さ・形状や排出される白煙である。これを毎日目にする周辺住民には好ましくない景観である。2次審査でこれらの点が考慮されたか疑問である。現在地は煙突高さ 130m・最小辺(又は直径)13mの太い煙筒を想定した評価が必要。	煙突高さに応じて変わる排煙の最大着値濃度圏内の住宅戸数で判断する。評果は上記 3 と同じ住宅数の少ない方が望ましい。

尚評価点について「生活環境の保全」への影響度を考慮し 1 及び 2 は各 10 点 3 及び 4 は各 5 点とするよう要望します。

以上
印西市木刈在住 津島孝彦

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 殿

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるもの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成26年6月1日提出

第9回会議議事録39頁の黒須良次（委員）の発言

「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。・・・排煙の最大着地濃度地点の範囲内に中高層住宅がたくさんあり、ダイレクトに目に見える煙の塊が帯として到達し、また、臭いの問題もある・・・」

同41頁の黒須良次（委員）の発言

「ダウンバーストが発生し、排煙がたなびく方位は色々な所に散らばりますが、やはり中高層住宅に居住している方達が日常的に窓を開けられないことがあるからこそ問題にしています。」

とあります。

私は、クリーンセンター近隣の小倉台のマンションに住むものですが、居住して以来ダウンバーストに困ったことは一度もありませんし、そんな話を聞いたこともありません。

よって、「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。」というのは事実ではありません。

また、目に見える煙の塊が帯として到達するなんて体験もありませんし、クリーンセンターが原因の臭いの問題も感じたことはありませんから、当然排煙で日常的に窓を開けられないということもありません。

したがって、上記委員の発言には、ただただ驚くばかりです。

また、たとえ臭いを感じるがあったとしてもそれがクリーンセンターに起因するものかどうかも分からないはずで。

科学的根拠に基づかない上記委員の発言は中央地区マンションの資産価値を著しく毀損するもので風評被害を発生させるものですから容認できません。

また、そのような被害が実際に起きているというなら、早急の実態調査をすべきです。

近隣住戸における被害の有無は、次期中間処理施設の候補地を決定するにあたり重要な要素となるはずですから。

以上、意見を具申いたします。

小倉台マンション住人

2014年6月17日

用地検討委員 亀倉 良一

用地評価に関する意見

2次審査の最終決定にあたり、各委員におかれては、下記の点をご検討いただきたく、事前に意見を提出します。

1. 「岩戸地区」の小項目「地域住民の日常生活への影響」の項で、「学校」の門が300m以内にあるとして-5点がついています。当該学校は、全寮制をうたってHPに掲載されていますが、地元住民によれば、10年程前から生徒はいないとのこと。

実際、6月16日月曜日の夜7時半、現地を訪ねましたが、建物は真っ暗で人の気配はなく、電話をしても留守電が応答するだけです。当該候補地への建設が生徒へ影響を及ぼすという実態はありません。従って-5点は誤りで、減点なしに修正すべきです。

2. 小項目「地域景観への影響」の項で、現在地が-2とされていることに大いに疑問があります。これは全委員15人の平均点とのことですが、当日配布の「参考資料2」から逆算すれば、「0点と-1点」=9人、「-2点」=2人、「-5点」が4人とみられ、委員15人中11人=73%が「景観への影響はない、もしくはごく低い」と判断されたことがわかります。

これに関して渡辺副委員長から意見が出されています。そこでは現在地について「バックヤードシンドロームによるバイアスの掛かっていると懸念される意見に圧倒され、合理的な判断がなされないまま、再度、各委員の採点を求めることとされた」、「高い煙突は景観学的には、ランドマークとして評価されるもので、これをもってのマイナス評価は考慮の必要はない」と言われています。

一方、6月6日付けで「印西市木刈在住・津島孝彦氏」から「現在地に関する比較評価項目・基準・配点についての意見」が出されております。ここでは「景観」にも大きな影響のある煙突の高さ等の問題について、極めて重要な指摘がなされています。

各委員におかれては、ぜひこの意見をご検討されるよう要請します。また事務局においては再度この意見書を紹介するよう要請します。（渡辺副委員長の意見は6月2日、6月10日の2回配信されましたが、津島氏の意見は6月5日に1回配信されただけです。）

これに関連して私見を述べますと、「景観」に与える影響の現在地の評価は-5点に該当すると考えます。現在地の周辺は次々と超高層ビル、マンションが建てられています。現在のクリーンセンターの煙突は59mですが、これを超えるビルは三井住友海上千葉ニュータウンセンターの100mを筆頭に、多くの人の住むマンションとしては、ローレルスクエア76.4m、トリアスフロントタ

ワー73.2mの他、同程度の階数のアビック 21 スプリングタワー、アビック 21 サマータワー、センテイスなど既に 6 棟あります。

このような環境の中で、新たな中間処理施設を建てようとするれば、その煙突の高さは、排出されるガスの有害性は除去されたものであるとしても、さらに有効に拡散・希釈化するためには、周辺ビルよりも高高度にする必要があり、すでに平成 14 年時の計画で 130mとされていたように、今回もそれと同等以上の高さとなることは明らかです。

現在の 2 倍以上の煙突が周囲にどのような威圧感を与えるかは、例えば東京杉並工場（160m）松戸和名ヶ谷工場（125m）を実地で見ても痛感したところです。

更に加えて、津島氏意見書が指摘するように、60m以上の煙突に対しては航空法による規制がかかり、「昼間障害標識」として煙突自体を赤と白に塗り分けて塗装するか、カメラのフラッシュのように閃光を発する「白色航空障害灯」を設けなければならないと、また、90m以上になると、さらに強い明るさで明滅する「中光度赤色航空障害灯」の設置が義務付けられるとのこと。

これらの問題指摘は、津島氏意見書の他に、平成 22 年 1 月 14 日の中央駅北地区町内会自治会連絡会・クリーンセンター対策委員会の管理者宛要望書や平成 24 年 1 月 25 日付「印西クリーンセンター環境委員会・次期中間処理施設整備に関する専門部会確認事項回答」でも再三ふれられていたことです。

住居地の真ん中、近くには県立・北総花の丘公園が広がる隣地に、このような巨大で特殊な形態の煙突が出現することが「景観」に少しの影響しか与えないという評価は、周辺で生活する地域住民の感覚と全くかけ離れていると断言せざるをえません。

これを「ランドマーク」として評価する意見もありますが、「ランドマーク」を単に「陸上の目印」の意味でいうならともかく、「人々に親しまれる地域のシンボル」という意味ではまったく妥当しないのではないかと考えるものです。

再考を強く要請する次第です。

以 上

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合
 次期中間処理施設整備事業
 用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 様

平成 26 年 6 月 17 日提出
 印西市木刈 匿名希望

意見

各項目の評点は、冷静に、客観的で公平な評価をお願いしたい。
 特に、大項目「生活環境の保全」と「自然環境等の保全」は、人が暮らす生活環境とその周囲の自然環境として、どちらかに極端に偏った評価ではなく、相互にバランスを考えつつ評価するべきである。
 (その意味で、表中に大項目ごとの小計の表記は必須である。)

「生活環境の保全」は、最大減点が「-35 点」中、

岩戸	滝	武西①	武西②	吉田	現在地
-11	-13	-7	-29	-6	-7

の減点となっており、満点中の減点率は

31.4%	37.1%	20%	82.9%	17.1%	20%
-------	-------	-----	-------	-------	-----

となっている。

すなわち、満点を-100 とした場合の評点は

-31.4	-37.1	-20	-82.9	-17.1	-20
-------	-------	-----	-------	-------	-----

である。

一方、「自然環境等の保全」は、最大減点が「-25 点」であるにも関わらず、

岩戸	滝	武西①	武西②	吉田	現在地
-25	-24	-25	-21	-19	-9

といずれも生活環境の保全より高い減点となっており、満点中の減点率は

100%	96%	100%	84%	76%	36%
------	-----	------	-----	-----	-----

となっている。

すなわち、満点を-100 とした場合の評点は

-100	-96	-100	-84	-76	-36
------	-----	------	-----	-----	-----

である。

これは明らかに、両者が全く異なる評価基準で評価され、「生活環境の保全」に比べ、「自然環境等の保全」が極端に高く評価されていることを示している。

里地里山の保全や生物多様性の保全は確かに大切であるが、例えば現在地ではクリーンセンターの周囲に多数のマンションが建ち並び、その中では多くの乳幼児、高齢者等を含む 3 万人以上の市民が一日中暮らしていることを考慮すれば、「生活環境の保全」も当然、同程度以上の基準で評価されるべきである。

以上を考慮の上、市民が納得できる評価に向け、小項目、評点を再考していただきたい。

○提案の主旨

中間処理施設において最も周辺景観に影響するものは排気塔である。よって、排煙塔の大きさによる周辺地域への影響を主要問題として捉え、その影響圏の大きさ及び影響の程度を比較することによって比較評価する方法を提案する。

○排気塔の景観影響の大きさを「仰角」を指標として捉える（資料1、他）

仰角は人工物の出現による“圧迫感”の程度を把握する指標としても頻繁に用いられており、既往の研究では以下のような結果が得られている。

[建築物・工作物全般]

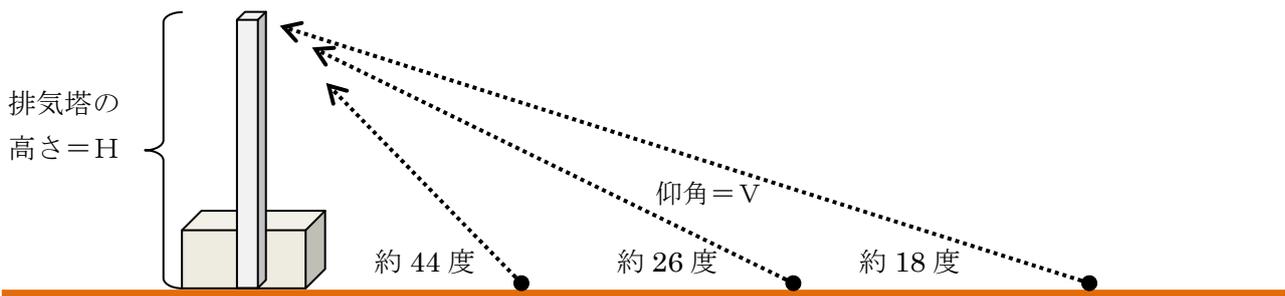
仰角が15～20度以上になると建築物・工作物の種類を問わず圧迫感が生じる。

仰角が18度を超えると圧迫感が感じられ始める。

資料1：自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方について（2000年8月）
環境省総合環境政策局環境影響評価課（環境省ホームページより2014年6月15日抜粋）

http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/2/chap_ss_2.html

図1 排気塔の高さ（H）と水平視距離（D）と仰角（V）の関係



排気塔からの距離 = D	1 H	2 H	3 H
H = 60m の時 →	60m	120m	180m
H = 100m の時 →	100m	200m	300m
H = 130m の時 →	130m	260m	390m

注：図に示す仰角（V）は、視点の高さ（1.5m）を考慮した場合の値。

【参考写真】

○印西消防署前交差点から仰角18度

で視野に入る現排気塔。

- ・現排気塔の高さ約59m
- ・視距離約180m



表 1 生活環境の保全：No.6「地域景観への影響」・基礎データに基づく比較評価

		岩戸地区	吉田地区	武西地区	滝地区	現在地
排気塔の想定高：H*1		60m	60m	60～100m	60～100m	120～130m
主な景観影響圏：D*2 (仰角 18 度以内)		180m	180m	300m	300m	360～390m
主な影響圏 における 景観関係 要素の概要	土地利用の 概況	林地・農地 農村集落	林地・農地 農村集落	林地・農地 住宅市街地	山林・田畑 住宅市街地	住宅・商業・ 業務市街地
	人 口*3	50 人未満	50 人未満	800 人前後 【宅地造成中】	200 人前後 【戸建住宅】	2,100 人前後 【841 戸】
	歴史・文化 景観資源	—	—	武西百庚申塚 (視界は逆方向)	—	①県立公園 ②駅前シンボ ルロード
	公共施設等 の視点場	—	—	幹線道路 に隣接	幹線道路 に隣接	①国道 464 号 が隣接 ②NT 中央駅・ 同駅前広場が 存在
地域景観への影響評価		岩戸地区	吉田地区	武西地区	滝地区	現在地
評価点 (0～-5 点)		-1	-1	-3	-3	-5

(注記)

- * 1：周辺における既存建築物の高さ、中高層もしくは超高層建物の建築が想定される市街化区域の範囲を配慮し、現時点で見込まれる排気塔の高さを想定したもの。
 - ・周辺に中高層建築物がない地域における中間処理施設の排気塔は高さ 60m 前後であることを考慮。
 - ・現施設の排気塔は高さ 59m だが、現在地周辺には地上 21～22 階、高さ 70m 前後の超高層集合住宅が数棟存在し、高さ約 100m の業務棟も存在することを考慮し高さ 120～130m と想定。
- * 2：排気塔が支配的な景観要素になると見込まれる範囲（排気塔が仰角 18 度以上になる範囲。すなわち排気塔の高さの 3 倍の距離圏内 ($D \leq 3H$) を主な景観影響圏としたもの。
- * 3：人口は、主な影響圏内に立地する住宅戸数に 1 戸当り 2.5～3.0 人を乗じて推定したもの。

□景観影響圏における主な歴史文化資源および公共施設等の視点場

【武西地区】武西百庚申塚（印西市指定史跡） 【現在地】千葉NT中央駅（乗降客数約 1.6 万人／日）



図2 現在地における排気塔の景観現況および予想図 (視点場は千葉NT駅前歩道橋上)

【現況写真】排気塔の高さ 59m、視距離 380m、仰角 8 度強



【予想図】排気塔の想定高さ 130m、視距離 380m、仰角 1 8 度強

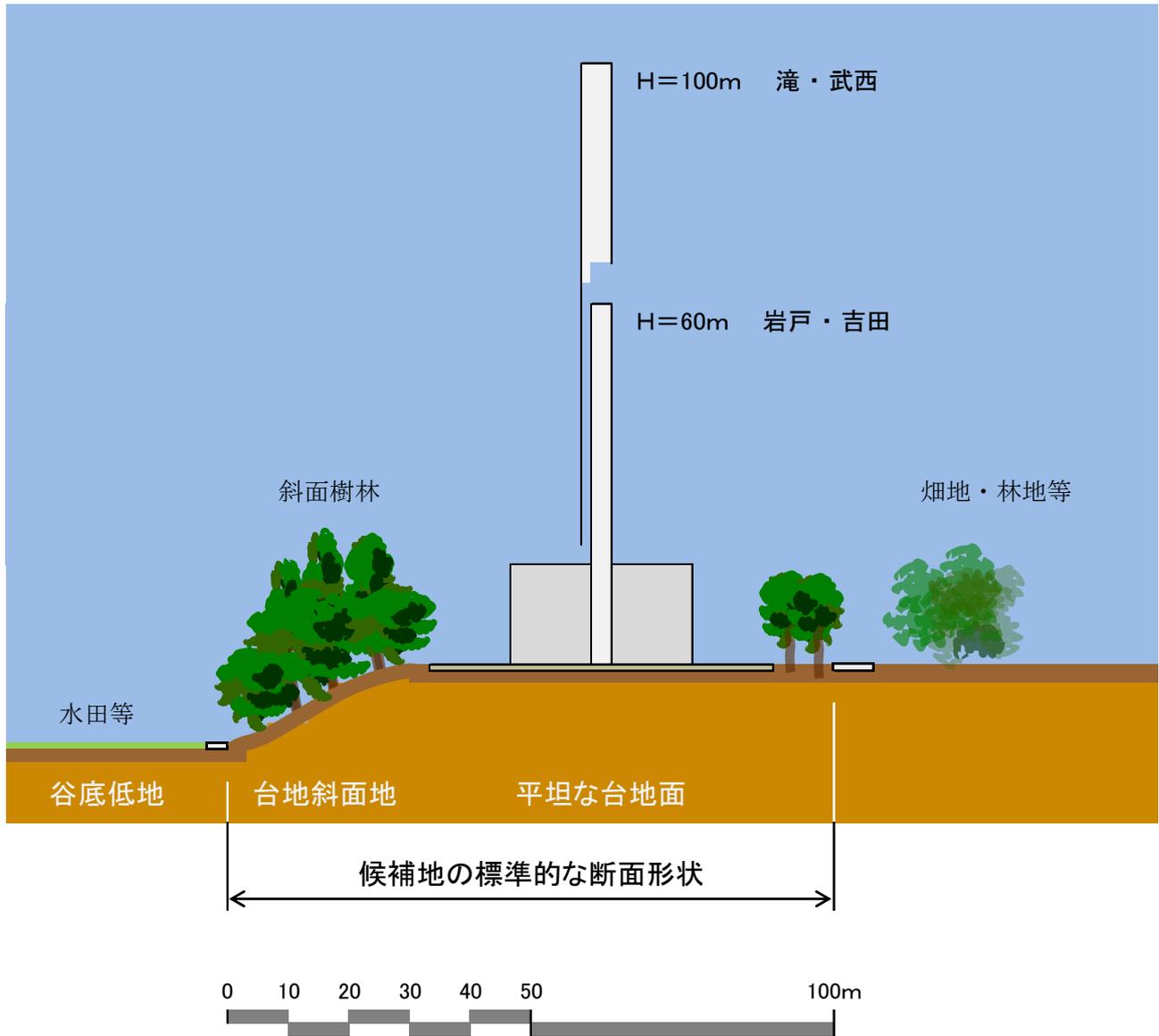


注1：現状写真は 2014 年 6 月 15 日撮影。

注2：予想図の排気塔の位置は、施設とほぼ同位置と想定して作図。

注3：現テニスコート側に排気塔を設置した場合には、視距離が約 350mに短縮し、仰角は 20 度強となり、この予想図よりも排気塔が高く視野に入る。

図3 4候補地（岩戸・滝・武西・吉田）における景観予想図



■岩戸地区・吉田地区

- ・周辺が市街化調整区域であり、中高層建築物等が存在しないことから、類似立地事例を参考に排気塔の想定高さを60m程度と想定。

■滝地区・武西地区

- ・周辺に市街化区域があり、高さ40m程度の中高層集合住宅が存在することから、排気塔の想定高さを60～100m程度と想定。

以上

生活環境の保全に属する小項目の評価に関する意見

2014年6月18日

黒須 良次

2次審査における「生活環境の保全（大項目）」のNo.5に属する小項目について、評価基準に即し、個別に周辺の実態を再調査・確認した結果に基づき、下記のとおり評価することを提案します。

1. 病院等の評価

(1) 現在地周辺の実態

- ・現在地については、「100m以内」に歯科医院が1件存在している(①)。
- ・また、「100m超から300m以内」に立地する住商複合建物(サンクタス)の1階に診療所と歯科医院、計2件が入居し、営業している(②、③)。
- ・さらに、約150mの範囲に、総合病院の新規開設計画が進行中である(④)。

①千葉ニュータウン河合歯科矯正歯科 〒270-1350 千葉県印西市中央北1-469 アルカサール2F

②医療法人社団雅厚生会 ラーバン駅前クリニック 〒270-1350 千葉県印西市中央北2-1-3

③医療法人社団海星会 ニュータウン中央歯科 〒270-1350 千葉県印西市中央北2-1-3

④医療法人社団 生和会 (仮称：千葉ニュータウンリハビリテーション病院)

- ・平成24年3月：千葉県による一般・療養病床配分数120床(要望病床数400床)

出所：<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/press/2011/documents/bextusi3.pdf>

(2) 評価の提案

以上の実態把握の結果に基づき、現在地の評価は-10点ないし-5点とする。

2. 学校等の評価

(1) 現在地周辺の実態

- ・現在地周辺では、「100m超から300m以内」に、市立中央駅前地域交流館が立地している。
- ・この複合施設は、「保育所」「図書館」に類似する施設を有しているほか、子育て世帯、高齢者をはじめ不特定多数の市民が利用する施設であり、地域住民の日常生活のうえで重要な施設であることから、2次評価の考え方に該当する施設として捉えるものとする。

○市立中央駅前地域交流館(複合施設：1号館・2号館) 〒270-1354 千葉県印西市中央南1丁目

子育てルーム・遊戯室

図書コーナー、学習コーナー、レクリエーションホール

ファミリーサポートセンター、市民活動支援センター

中央駅前出張所、市民安全センター、他

(2) 評価の提案

以上の実態把握の結果に基づき、現在地の評価は-5点とする。

以上